

○副議長（本木忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。二十二番わたなべ拓君。

〔二十二番 わたなべ 拓君登壇〕

○二十二番（わたなべ 拓君） 自由民主党・県民会議、太白区選出のわたなべ拓でございます。議長のお許しを頂きましたので、以下、大綱八点につき一般質問を行います。冒頭に、秋篠宮悠仁親王殿下におかれましては、加冠の儀をお迎えになられ成年皇族となりましたことを謹んでお喜び申し上げます。

さて、八十年前の昭和二十年九月七日、仙台市生まれでバリ島独立の父とされる三浦襄は、敗戦によりインドネシア独立のために活動することがなくなったので、せめて魂をこの地にとどめインドネシア独立を見守りたいとして自決されました。本年六月に宮城県図書館ロビーにおいて、史上初めて「宮城県出身の〇〇の父 〇〇の母」と題した顕彰パネル展示の一環として、バリ島独立の父三浦襄が顕彰されましたことは、歴史に一画期をなす出来事でありました。教育庁の公平で誠実な取組に敬意を表します。

八月二十八日、県庁講堂にて戦没者追悼式に参列しましたが、高橋議長は県遺族会代表の御尊父とともに本県出身の御英霊に対し慰霊の誠をささげられました。議長のおじい様はガダルカナル島で戦死されました。第二師団歩兵第二十九連隊の歩兵中尉としてベトナムで終戦を迎えた故人の猪狩和正氏は、終戦後直ちにベトナム独立のために対仏独立戦争に身を投じられました。総員四名の日本陸軍将校から成るベトナム士官学校の教官としてベトナム軍幹部を養成し対仏独立戦争を指導し、昭和三十四年によく復員され、戦後は福島県三春町や仙台市で歯科医院を経営され、二人の子供を育て上げられました。ベトナム人の奥様との長男で仙台市青葉区在住の猪狩正男氏は、大東亜戦争の後も植民地解放に尽くしたお父様を今も熱烈に尊敬しておられます。親英派であったインドのネール元首相でさえも「日本が戦ってくれたおかげで我々は独立できた」という言葉を残しています。日本軍の進撃を現地で迎えたマレーシア元首相マハティール氏は「日本の戦争責任を問うならば、それより以前、非人間的な支配と収奪を続けた欧米の宗主国の責任はどうなるのか。日本がきたことで植民地支配から解放され、近代化がもたらされた」と発言しています。アジア諸国の指導者の証言、インドネシア、そしてベトナム残留日本兵の存在が証明するように、大東亜戦争が植民地支配という世界

史的巨悪を打破する重大な契機となったことは、歴史の一事実であります。現在の世界に目を転じれば、我が国は反日的独裁国家による歴史戦に直面しており、独裁国・反日国にとって歴史問題は政治的手段でしかなく、史実に基づかない一方的で政治的な主張はやむところがありません。こうした独裁国・反日国の悪意に根差した歴史戦に対峙し、自由民主主義国家として政治的自由、思想的自由主義、国家の独立を維持していくためには、歴史を多面的に認識すること、戦争の功罪両面を冷静に評価する知的強靱さが求められます。三浦襄をはじめとする本県ゆかりの先人をめぐる歴史の積極面に光を当てた教育の余地があると考えますが、知事の所見を求めます。

昨年の六月定例会で、仙台市太白区秋保地区において進行中とされる六百ヘクタールとも言われる大規模な森林伐採を伴う太陽光パネル工場・メガソーラー計画に絶対反対の立場から質問いたしました。岩手県大船渡市では、メガソーラー計画が中止され、福島市の先達山メガソーラーでは、周辺住民が福島県に対して工事完了確認の留保の要望書を出すなど、メガソーラー設置は今やメリットよりも自然環境破壊、災害リスク増大、リサイクル面の課題等、将来に対し、より大きな禍根を残しかねない社会的課題となっています。このたび、仙台市では、森林の大規模伐採を伴う太陽光発電事業の立地の自粛を強く求めるとして、太陽光発電事業の立地に係る指導方針を策定し、森林地域における敷地面積一ヘクタールまたは四百キロワット以上の太陽光発電事業について、立地の自粛を強く打ち出しました。知事も九月三日の記者会見において、秋保のメガソーラー開発を念頭に間違いなく環境破壊につながるとして、個人的には大反対と答弁しています。森林の大規模伐採による太陽光発電事業を抑止するため、本県としても、森林法に基づく林地開発許可を厳格化する余地があると考えます。そもそも林地開発許可制度は自治事務に属し、宮城県としての責任の下、主体的判断に基づいて行う行政事務であります。開発行為の技術的基準となる太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用については、実態として国による技術的指導を基にした内容となつてはいるものの、この際、宮城県の実情を踏まえ、メガソーラー設置による環境破壊抑止を目的として厳格化するなど、国の技術的助言と異なる基準を設けること自体は可能であります。メガソーラー設置による大規模森林伐採と環境破壊、災害リスク増大を抑止するため、開発行為の技術的基準の厳格化を検討する余地があると考えますが、知事

の所見を求めます。ほかにも、北海道釧路湿原や倶知安町では、無許可の森林伐採など違法な開発が明らかになりましたが、未然防止のため開発行為の監視強化など、より踏み込んだ対応が求められると考えますが、当局の所見を求めます。

令和六年二月定例会で、福岡半導体リスクリシングセンターのeラーニング教材受講と県民受講者の費用全額補助を提案いたしました。このたび、半導体オンデマンド講座受講促進事業として学生についてはみやぽで全額補助まで、提案が一〇〇%実現し心より歓迎するものであります。

八月三十日にインドのモディ首相が本県を訪問し、東京エレクトロン社の工場を視察しました。日印両政府は、半導体を核に経済安全保障分野で連携を強化することであり、東京エレクトロン社はインド国内初となる製造装置の開発拠点を稼働させます。知事は、昼食会と仙台空港でモディ首相と会話する機会がありましたが、世界大の経済安全保障の枠組みに宮城の半導体産業がいかに寄与するのかについて、意見交換はあったのか、またこの点について知事の所見を伺います。

みやぎ発展税の活用事業一覧を見ると、中小企業向けの施策が大半であり、令和五年第二回定例会で提案し実現を見たテック系スタートアップ企業立地促進奨励金も含まれるなど、メニューも時宜を得た内容となっていると評価いたします。その上で、あえて申し上げますが、みやぎ企業立地奨励金について見ると、令和六年度の交付件数は十八件。そのうち中小企業の交付件数こそ十二件ですが、交付額となると総額約二億円と交付額全体の僅か六%を占めるにすぎません。平成二十一年度からの実企業数ベースの延べ数で見ると、交付件数こそ中小企業は百八十五件と全体の七七%を占めますが、交付額総額は七十二億円ほどと全体の交付総額三百四十一億円に対し、二一%を占めるにすぎません。確かに、大企業の工場立地による設備投資額は規模が大きく、雇用、取引拡大など中小企業を含む県内産業にもたらす経済効果も大きいものがあります。しかし、そもそも本県に立地する大企業は輸出型の大企業であり、グループ全体として数百億円から数千億円規模の消費税額の還付を受けており、赤字経営でも消費税を納税する中小企業からは釈然としない思いがあるとも仄聞いたします。みやぎ発展税を原資とする中小企業に対する再分配機能を交付額の面で強化する余地もあると考えますが、当局の所見を求めます。

八月二十日に、みやぎジョブフェア二〇二五が開催されました。県内企業・団体百四十四社、送り出し機関三十社などの参加を見ましたが、求人数は総計五百八十七人、直ちに受け入れたいとのマッチングコースの求人数は三百八十人にとどまりました。本年第一回定例会の質問に対する答弁では、今次ジョブフェアでは、ジャカルタでのジョブフェア参加実績である千二百人に見合う受入れ数確保を目指すということでしたが、およそ半数にとどまる結果となりました。本県のインドネシア人材に対する真の需要規模が具体化したとも評価できますが、みやぎジョブフェアの成果等をどのように評価したのか伺います。仮に、インドネシア人材に対する需要が六百人内外だとすると、昨年覚書を締結したカンボジア人材に対する需要は更に小規模にとどまることが予想されます。令和九年六月までには育成就労制度が開始予定で、大都市圏への受入れ枠の制限を考慮すると、外国人材の大都市集中は一定程度抑止され得るとも考えられ、本県における現実的な需要を超えて外国人材を受け入れる必要はないと考えます。第一回定例会において、カンボジア人材の犯罪リスクにつき言及しましたが、今後は人数よりも更に質重視で外国人材の受入れを考えるべきであり、本県に対する外国人材受入れの総数も抑制的に考える余地があるものと考えますが、当局の所見を求めます。

さきの参院選において、某政党党首からみやぎ型管理運営方式について、外資系企業が参画している点に関し、批判がありました。確かに、SPCみずむすびマネジメントみやぎから浄水場など現場の管理運営を委託されているOM会社みずむすびサービスみやぎについては、ヴェオリア・ジェネッツは、議決権株式保有比率の五一％を占めており、過半数の支配権を有しています。四年前に私が指摘したように、水メジャーとしてのヴェオリアは、世界中で水道インフラの官民連携、民営化を担う一方で、パリ・ベルリン・インディアナポリスなどのケースに見られるように設備投資面や料金設定、水質維持管理に関する問題ある経営を原因として再度公営化されるに至った原因企業であることは周知の事実であります。単に外資だから批判され、不安視されているのではなく、県民の命の水を維持管理する構成企業として、かかる履歴を有する水メジャー、ヴェオリアの経営の影響下にある孫会社が参画しているからこそ、県民に不安視されているのであります。県として、まずは、県民の不安を受け止め、想定されるリスクに正面から説明責任を果たす姿勢が求められます。

浄水場等の維持管理の現場を見ますと、浄水場の頭脳部分となる中央監視装置は日立製で、ポンプ・流量計など重要な機器はメタウォーターが発注した日本のメーカー製です。更に、メタウォーターグループは業界第二位の水・環境施設に関する総合エンジニアリング企業であります。一方、情報の一元的管理による効率化のためのアプリケーションである水みやぎDXプラットフォームはヴェオリア製ですが、ヴェオリアにしか提供できないと言えるだけの技術的優位性・不可欠性が率直に見えません。ヴェオリア・ジェネッツが本県水道事業に参画し、現場の維持管理の支配権を握っていることにつき、技術面・経営面からの合理的説明が不足しているとも思われますが、当局の所見を求めます。ヴェオリアは、世界におけるインフラ事業において、事業丸ごと撤退の実績が複数ありますが、みやぎ型管理運営方式を任せるに当たって、以上の事実をどのように評価したのか伺います。仮に、ヴェオリアがグローバルな経営判断によりSPCから撤退した場合に、五一%の支配権を持つOM会社からも撤退することが考えられます。その場合に、既存の構成企業でいかに事業継続を担保するのか具体的に伺います。

本年第一回定例会で、土葬が可能な県営墓地を検討するという知事の発案に対して、これを抑制的に考えるべきとの立場から質問いたしました。その後、土葬に反対する県民による県庁前抗議デモも複数回開催されたようであります。知事がにわかに土葬に関心を持ち出した背景には、モスLEMが九割を占めるインドネシア人材の本県への大規模受入れという事情があるのは明らかであります。知事は、議会や記者会見において、土葬墓地整備はモスLEMだけのためではないと繰り返していますが、率直に違和感を覚えます。土葬墓地整備のニーズは専らモスLEMにあり、非モスLEMの一般県民にはほとんどありません。現に土葬を求める県民の声はほぼゼロで、むしろ土葬反対の声が圧倒的多数に上ります。なぜ知事は、素直に専らモスLEMのために土葬墓地を本県に設けたいと述べないのでしょうか。知事に伺います。ちなみに、私は今年の二月定例会で、本県には四千六百二十四人の在日モスLEMがいること、日本国民並びに正当な永住資格を持つモスLEMの埋葬について検討する公益上の要請それ自体は否定しないと指摘しました。しかし、その上でモスLEMには日本人のような墓参の習慣はなく、基本的には埋葬すれば事足りることを考えると、毎年の利用料徴収の見込みなど経営面の課題が明らかたため、少なくとも県営でモスLEMを対象とする土葬可能な墓地を経営することは得策では

ないと訴えました。県営土葬墓地など、県が主体となり土葬墓地整備を検討することは、大多数の県民の利益に反します。県営の土葬墓地設置は断念すべきと考えますが、知事の所見を求めます。知事はなぜ県民の声に耳を貸さず、一方的に施策を押し進めようとするのでしょうか。既に知事選への挑戦を明らかにしており、土葬墓地整備について検討を進めると公言しているにもかかわらず、なぜ知事選のマニフェストには一切書かないことにしたのでしょうか。本県内に県が主体となつて土葬墓地を設けるべきか、民意に問うべきではありませんか。知事に伺います。

県民の反発の背景には、国内外で深刻化している移民問題、モスLEM関係の文明の衝突への当然の懸念、そして、知事の一方的な多文化共生への違和感が存在します。多文化共生とは、外国人の宗教・文化・慣行を日本側が自動的に受け入れることではありません。仮に、真摯に土葬墓地を求める責任あるモスLEM団体があるのであれば、当該団体の責任においてまずもって県民の理解を得るべきであります。これは日本社会に受容してもらうための当然の努力であり、そうした努力の先に真の共生の可能性が開けるのであります。県としては、進捗に応じて市町村との調整役を果たせば足りるとも考えますが、当局の所見を求めます。

知事は、九月三日の記者会見において「日本にずっといて、日本人としか接しないから分からないと思うんですけど、海外に行つて生活すると」云々、また「開かれていない、閉ざされた社会にいる、どうしても日本社会はそういうところなんで、言葉も日本語しかしゃべらない」などと述べています。まるで帰国子女の一面的な日本批判のようですが、知事には公務以外で長期の駐在など、いわゆる海外経験はあるのでしょうか。また、十分な外国語能力を持って外国人とコミュニケーションをとるなど、外国人との日常的交際の経験はあるのでしょうか、伺います。知事は、さきの記者会見において「日本にずっといて、日本人としか接しないから分からないと思うんですけど、海外に行つて生活すると差別的なことを受けることもある。そうした経験をするこゝで、日本人も国内で差別的なことをしてはいけないと思うようになる」と述べています。我が国は世界的に見ても、人種・宗教・貧富による差別が例外的に少ない国というのが一般的認識ではないでしょうか。まるで知事は、宮城県民を含む日本人全体が差別的であるかのような認識を抱いているようですが、知事の認識はずれているではありませんか。

一県の知事としてあつてはならない偏見であります。県民に対する侮辱であり、自国民を冒瀆するものです。知事の偏見は到底容認できません。発言を撤回し、県民に謝罪すべきと考えますが、知事の所見を求めます。

本県の中学校における不登校生徒出現率の全国順位の推移を見ると、記録のある平成二十三年から十三年間のうち、最新の令和五年度を含め実に八年にわたり全国ワーストを記録し、ワースト2が二年と、本県の不登校対策には明らかに課題があることが示唆されます。子ども・若者支援対策調査特別委員会で、山形県新庄市における特別支援教育の観点からの不登校未然防止に向けた取組を視察しました。聖和学園短期大学学長、山形大学教職大学院名誉教授の三浦光哉先生による専門家チームの定期的な巡回相談、指導助言と、障害の有無のスクリーニングが成果を上げています。幼稚園現場において子供たちの発達の判定を実施し、結果を直後に現場の教諭、行政、三浦氏ら専門家で共有し、助言をもとに事後の対応につなげており、気になる子供の早期発見、早期対応、不登校防止に大きな成果を上げています。山形県鶴岡市、新庄市、天童市などで顕著な成果を上げている三浦光哉氏による特別支援教育による不登校対策を本県でも取り入れる余地があると考えます。まずは、パイロットケースとして、本県自治体で試行的に実施してみる余地もあると考えますが、当局の所見を求めます。

国においては、その後の成長・発達に影響を及ぼす五歳児健診実施により、子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとして、五歳児健診推進に向けた補助の枠組みを用意しています。本県自治体における五歳児健診の実施率は二〇%ほどとのことですが、五歳児健診の全県の推進と併せて五歳児健診の検査項目として、発達支援教育の観点からの障害の有無のスクリーニングを加える余地もあるかと考えますが、当局の所見を求めます。

知事は、県民や専門家たちの声に聴く耳を持たず、自らの強引なトップダウンの政治手法が数々の県政の混乱を招いた責任をどう考えているのでしょうか。四病院再編は、知事による一方的提案と根回し不足により炎上し、そもそも無理のある構想だった県立精神医療センターの合築による富谷市移転は頓挫し、ついに二病院再編となりました。仙台赤十字病院が移転する八木山地区住民に対する説明会は、提案から三年も後から開始され、自身はいまだに説明会に出席すらしていません。なぜ県民の声に素直に耳を傾

けないのでしょうか。知事は突如、名取市へ民間精神科病院の誘致を提案したものの、民間の精神科経営の専門家は一致して実現可能性を否定しました。知事は、民間病院が出てきたらどうするのかとすごみました。果たして、結果は専門家の予言どおりになりました。なぜ専門家による客観的な知見を素直に尊重できないのでしょうか。宮城県美術館についても県民の意見を軽視して、あえて税法上の償却期間を持ち出して美術館の老朽化を強調しましたが、専門家による躯体本体は百年でもつとの反論には、ついに抗し得ませんでした。

なぜ客観的に無理のあることを強引に押し通そうとするのでしょうか。確かに、震災の危機管理や果敢なトップセールスなどには定評があります。しかし、医療政策、文化施策に限らず、現代のほとんどの施策の実施には、何より民意を尊重し、専門家、実務家の見立てに整合した丁寧な取組が求められます。知事はしばしば無理のある自説に拘泥し強引でした。知事は裸の王様になってはいないでしょうか。これこそが県民が多選の弊害を懸念するゆえんであります。今や、モスLEM土葬問題についてもかたくなに県民の声に耳を塞ぎ、自説にこだわっています。それは信念などと美化できるものではなく、ただの無理筋であります。無理のある施策をトップダウンで押しつけられる部下たちの気持ちも考えていただきたいと思います。政治家に求められるのは、民の声に虚心に耳を傾け、専門家の知見を尊重する謙虚さではないでしょうか。責任ある県政には強引さではなく、後世の批判にも耐えられる中庸の在り方こそが必要だと考えますが、知事の所見を求めます。

以上、壇上における第一問といたします。御清聴誠にありがとうございました。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） わたなべ拓議員の一般質問にお答えいたします。大綱八点ございました。

まず、大綱三点目、産業施策についての御質問のうち、インドのモディ首相の来県についてのお尋ねにお答えいたします。

先月、グローバルサウスの代表格であるインドのモディ首相が来県し、かつて私が先頭に立って誘致してまいりました東京エレクトロン宮城を訪問されたことは、誠にう

れしく思っております。当日の首相との昼食会では、経済安全保障の枠組みの話は出ておりませんが、我が県が誇る観光資源や復興の取組のほか半導体産業を含め、我が県との文化・経済・人的交流の様々な可能性について意見交換をさせていただいたところがあります。今回の首相の来日の主な目的の一つは、半導体などの重要物資を確保する枠組みの創設と伺っており、同社のインド国内初の開発拠点稼働により、我が県立地企業がこれに貢献することは、大変喜ばしく思っております。県といたしましては、これまで培ってきた関係を強化しながら、引き続き経済発展が目覚ましいインドとの様々な交流を積極的に進めてまいります。

次に、大綱六点目、モスLEM土葬問題についての御質問にお答えいたします。

初めに、土葬墓地の対象者についてのお尋ねにお答えいたします。

令和四年度に外国人県民との座談会を開催したところ、参加されたイスラム教の方やキリスト教の方から、県内には土葬墓地が無く、亡くなった後が不安であるとお話があり、県内に土葬墓地を求める人々がいることを把握いたしました。インドネシアに行つてこの問題に関心を持ったわけでは決してなくて、ずっと前の令和四年度にこのような話があつて、そこからいろいろ関心を持っていたということでございます。その後、情報収集・検討を開始し、その中で日本人にも土葬を希望する声があることが分かりました。宮城県の日本人の中にも土葬墓地が必要だという方が実際におられました。数は少ないです。そのため、県といたしましては、特定の宗教や国籍の方に限らず、全ての方が最後まで安心して暮らせる環境整備として、それぞれが希望する弔い方を選択できるように検討しているものでございます。まだ検討している段階でございます。いろいろ調べている状況であるということです。

次に、県営による土葬墓地の設置は断念すべき、また、土葬墓地の整備は民意に問うべきではないかとの御質問にお答えいたします。

これまで他県の状況について情報収集したところでは、行政だけでなく宗教法人等にも土葬墓地を管理・運営しているなど様々な形があることが分かってまいりました。土葬墓地の設置につきましては、本来は多文化共生社会の在り方といった大きな社会テーマの中の課題の一つと捉えているところであります。県といたしましては、現時点において、土葬墓地について設置するかどうかも含めてまだ何も決まっていない状況――

つまり調べている状況だということです。そのため、やるかやらないか、まだ何も決まっていない段階でありますので、私のマニフェストには土葬墓地については記載しない予定しております。引き続き、情報収集・検討を進めてまいります。

次に、私の海外経験等についての御質問にお答えいたします。

私は、松下政経塾時代、韓国の大手鉄鋼業ポスコという会社があるのですが、ポスコという会社での研修に参加いたしましたして、長期とは言えないのですけれども二か月間従業員の皆様と寝食をともにすることで、外国人の方々と共に肌で触れ合う貴重な経験をいたしました。その中で、やはり二か月も一緒にいて寮で生活をして、だんだんお客さんではなくなってくると、豊臣秀吉の話が出てまいりました。こういうものののだなど、これが歴史なのだろうなというふうに私も肌で感じた経験があります。豊臣秀吉の朝鮮出兵の話が出たということです。また、私の娘二人は学生時代、見聞を広げるため海外留学を経験しております。本人たちからは、現地の友人との楽しい思い出もあった一方、文化の違いによる戸惑いもあったというふうに聞いております。そのほか私自身、日常の公務におきましても、諸外国の要人対応や県内企業で働く外国人の方々へ感謝の意を直接伝えるサンクスパーティー等を通して国際交流を深めるように努力しております。

次に、記者会見時の発言についての御質問にお答えいたします。

県では、国籍、民族等の違いに関わらない県民の人権の尊重と社会参画を基本理念に掲げ、誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくりを目指して、多文化共生に関する取組を計画的に進めております。先日の記者会見では、日本人が海外で経験するようなことを思い浮かべながら外国人の方々に接することで、より一層、お互いの立場を理解し合えるようになるとの趣旨で申し上げたものでございまして、決して宮城県民や日本人全体が差別的との考えは一切ございません。

次に、大綱八点目、知事の政治手法についての御質問にお答えいたします。

私は、政治家にとって何よりも大切なことは、常に社会全体の利益を最優先に考えながら政策判断をすることであると考えておりました。それが最も大切に行っている政治信条、心構えであります。私といたしましては、今後とも、五十年後あるいは百年後のあるべき姿を念頭に置いて、県民にとって真の豊かさにつながるものかどうかという視点を第一に、県民の皆様や県議会議員の皆様の御意見、そして職員の声にも素直に謙虚

に耳を傾けながら、衆知を集める県政運営に努めているというところでございます。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 公営企業管理者千葉衛君。

〔公営企業管理者 千葉 衛君登壇〕

○公営企業管理者（千葉 衛君） 大綱五点目、みやぎ型管理運営方式についての御質問のうち、ヴェオリア・ジェネッツ社に関する技術面及び経営面での説明不足についてのお尋ねにお答えいたします。

SPCの構成企業であるヴェオリア・ジェネッツ株式会社も含めたヴェオリアグループは、国内の浄水場で八十か所、下水処理場で八十二か所を管理するなど、水道事業において多くの実績があり、豊富な専門技術者や経験とノウハウ及びデジタルをはじめとする先進技術などの高い技術力を有しています。特に、みやぎ型管理運営方式において、情報の一元管理による業務の効率化等を目的に導入した水みやぎDXプラットフォームはヴェオリア・ジェネッツ株式会社が開発した技術であり、運転状況や水質管理を含めた監視機能の強化、デジタル化による業務の効率化やコスト削減、一元管理された情報を分かりやすい形で発信することによる透明性の向上などが図られており、技術的評価は高いものと認識しております。県といたしましては引き続き、外部有識者で構成される第三者機関の経営審査委員会において、SPC及びヴェオリア・ジェネッツ株式会社が代表企業であるOM会社の技術的・経営的な分析・評価をしていただくとともに、その結果を含め、より丁寧で分かりやすい情報発信に努めてまいります。

次に、事業者選定時のヴェオリア社に対する評価についての御質問にお答えいたします。

世界的には、多くの国々で民間事業者による水道運営が行われておりますが、一部では再公営化された事例があることは承知しており、この要因としては、経営全般を民間事業者任せとしたことにより、特に料金上昇などの問題が生じたものと認識しております。このため、みやぎ型管理運営方式の導入に当たっては、県がこれまでどおり水道事業者として最終責任を持ち、事業全体の運営を担うことを前提に、海外事例の教訓を踏まえ事業者の選定を行っております。具体的には、構成企業の一員である外資系企業のヴェオリア・ジェネッツ株式会社は、外国為替及び外国貿易法における厚生労働省の

審査を経て、参加要件を満たしていることを確認しております。また、PFI法に基づき外部有識者等で構成される宮城県民間資金等活用事業検討委員会において、水質管理や財務状況などの要求水準を全て満足させる内容であるか確認するとともに、運転管理実績や実施体制、事業計画の適正性、事業継続措置の妥当性などを審査しています。厳正な審査の結果、事業の実施方針や実施体制、運転・保守管理など、全ての審査項目において高い評価を得たヴェオリア・ジェネッツ株式会社も参画する構成企業が事業者として選定されたものです。

次に、仮にヴェオリア社が経営判断によりSPC及びOM会社から撤退した場合における事業継続の担保についての御質問にお答えいたします。

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社は、グループ全体で国内において多くの水道事業を行っており、みやぎ型管理運営方式では、特に維持管理における経験とノウハウを生かし、中心的な役割を担っています。仮に撤退する場合は、実施契約書や要求水準書に基づき、SPCの代表企業であるメタウォーター株式会社が中心となって契約を履行する義務を負うため、SPCはヴェオリア・ジェネッツ株式会社が担っている維持管理業務について、別の事業者を選定し、新たな実施体制を定めた計画書を作成の上、県に提出することが規定されています。これを受けて県では、実施契約書に基づき、事業者選定の提案内容を含めて維持管理に係る要求水準が確実に履行できる体制が構築されているか確認し、経営審査委員会の意見を伺った上で承認することとなります。以上のことから、仮にヴェオリア・ジェネッツ株式会社が撤退する場合でも事業が継続できるよう制度設計をしております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長末永仁一君。

〔環境生活部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱二点目、再生可能エネルギーについての御質問のうち、林地開発許可における技術的基準の厳格化についてのお尋ねにお答えいたします。県では、林地開発許可に当たっては、国が示している技術的基準に基づき審査をしているところです。技術的基準については、例えば、土工では盛土規制法、防災調整池の設置では都市計画法など他法令の技術的基準とも密接に関係することから、国が専門

的な知見や根拠に基づき定めているところです。また、この技術的基準は逐次必要な改正が行われており、令和元年度には太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について残置森林率の基準が新たに加えられ、更に令和四年度には、豪雨災害の激甚化などを受けて調整池等の設計雨量強度に係る基準が厳格化されました。加えて、法律上でも許可対象の面積要件が一ヘクタールから〇・五ヘクタールへ厳格化されたほか、今年五月には林地開発条件違反者への罰則が強化されるなど、最新の知見に基づき逐次必要な改正が行われているところです。こうしたことから、県といたしましては現在のところ、県独自の基準を定めなくても国が定めた基準により災害の防止や環境の保全などが担保されるものと考えております。

次に、開発行為の監視強化等についての御質問にお答えいたします。

無許可の森林伐採など違法な開発を未然に防止するためには、県内を巡視する体制の強化と市町村をはじめとした関係機関との連携が重要であるものと認識しております。このため、県では日頃から各地方振興事務所の職員や管内に配置している自然保護員約八十名によりパトロールを実施し、違反行為の早期発見に努めております。また、夏と秋、年二回の強化期間には、県の防災ヘリコプターによる巡視も行うなど県内全域の巡視体制の強化を図っております。更に、市町村との情報共有を密にすることにより、林地開発行為に関する情報の把握に努めております。加えて、森林組合や自然保護団体等と協定を締結しているほか、県民の方には森林保全協力員としてボランティアで森林巡視活動に協力を頂いているところです。県といたしましては、違法な森林開発の未然防止のため、監視強化が図られるよう引き続き関係機関との連携強化に取り組んでまいります。

次に、大綱六点目、モスレム土葬問題についての御質問のうち、土葬墓地の整備における県の役割についてのお尋ねにお答えいたします。

県ではこれまで、県内外の土葬を望む様々な宗教団体関係者等から情報収集をしてまいりました。また、他県にある土葬墓地の事例では、土葬墓地を望む当事者が自ら運営を行っているものもあると承知しております。県といたしましては引き続き、当事者も含めた様々な関係者の意向を伺いながら、慎重に検討を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱七点目、特別支援教育と不登校対策についての御質問のうち、五歳児健診についてのお尋ねにお答えいたします。

五歳児健診は、発達障害が認知される時期である五歳児に対して健康診査を行い、子供の特性を早期に発見し、その特性に合わせた適切な支援を行うことを目的に実施するものです。国の五歳児健康診査マニュアルでは、問診・診察に精神・神経発達や情緒・行動に関する項目が含まれており、知的能力や対人・コミュニケーション能力の発達について確認することとなっております。県内においては、六市町において既に実施しているところではありますが、今後更に推進する必要があるものと認識しております。

このため県では、市町村のほか、医療や保育所等の関係団体、教育委員会などを構成員とした協議会を設置し、市町村における実施体制と実施後のフォローアップ体制の整備に向けた検討を進めていくこととしております。県といたしましては、協議会の場における市町村や専門家等からの御意見を踏まえながら、全県的な実施を目指した五歳児健診の体制整備を推進してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長中谷明博君。

〔経済商工観光部長 中谷明博君登壇〕

○経済商工観光部長（中谷明博君） 大綱三点目、産業施策についての御質問のうち、みやぎ企業立地奨励金についてのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ企業立地奨励金は、みやぎ発展税の税収に限りがある中、県内産業経済の発展に向けて効果的に活用するため、経済波及効果を特に重視し、投下固定資産額や新規雇用者数の多い案件に対し、より手厚く交付する制度としております。一方で、地元の中小企業にも活用いただけるよう工場の新設だけではなく増設に対しても奨励金を交付しており、また、その要件となる投下固定資産額や新規雇用者数について低く設定しており、東北各県の中でも最もハードルが低いものとなっております。県としましては、工場の増設等に対する奨励金だけではなく、みやぎ発展税も活用しながら、技術高度化や取引拡大、人材育成など企業のニーズに応じた幅広い取組を実施しているところであ

り、引き続き、地元の中小企業への支援について総合的に展開してまいります。

次に、大綱四点目、外国人材についての御質問のうち、インドネシア人材みやぎジョブフェアの評価についてのお尋ねにお答えいたします。

先月開催したジョブフェアでは、昨年度の参加実績である約千二百人に対し、求人数は約六百人となりました。採用倍率は約二倍であり、質の高い人材を確保する観点から一定の競争が必要であることに鑑みれば、十分な求人があったと考えております。今回のジョブフェアでは、既に外国人材を受け入れている企業に対し、優秀な人材を確保する機会を提供できたことに加え、初めて雇用を検討する企業にも御参加いただき、採用を希望しながらハードルを感じている企業への支援を行うなど、各社のニーズに合わせたサポートを実施することができました。県としては、生産年齢人口がますます減少していく将来を見据え、政府との覚書を締結したインドネシアをはじめ、各国と連携しながら産業の担い手を確保し、定着いただけるよう取り組んでまいります。

次に、今後の外国人材受入れに関する御質問にお答えいたします。

今般実施したインドネシア人材を対象としたジョブフェアをはじめ、我が県で実施している外国人材受入れ施策については、人手不足に直面している企業のニーズに応じて実施しているものです。受入れに当たり、質の高い人材を確保することも重要であることから、これまで締結した覚書では、送り出す側の政府機関において、我が県の就労環境や社会文化の理解を深める機会を設けていただくことを盛り込んでいるほか、今後実施するジョブフェア等においても、優良な送り出し機関から人材を受け入れることとしております。我が県における労働力不足は喫緊の課題であることから、引き続き県内企業のニーズに合わせて人材を確保できるよう、しっかり支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、歴史認識についての御質問にお答えいたします。

我が県にゆかりのある先人について学ぶことは、郷土への誇りや愛着を育むとともに、自らの生き方や将来を考える上で重要であると認識しております。我が県には、将

来の世代に語り継ぐべき事績を残した先人・偉人が数多くおり、このような人々についても県民に知っていただくため、先般、宮城県図書館でパネル展を開催したところです。県教育委員会といたしましては、我が県ゆかりの先人について更に知っていただけるよう、県ホームページへの掲載など広報の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、大綱七点目、特別支援教育と不登校対策についての御質問のうち、専門家チームの巡回相談等による不登校対策についてのお尋ねにお答えいたします。

学校に登校していない子供に関する相談の中には、その背景として発達障害等が疑われるケースも含まれており、そのような子供を早期支援につなげることは重要であると認識しております。現在、登校・発達支援相談室りんくるみやぎにおいて、幼児・児童生徒、保護者、教職員等からの発達の遅れや偏りに関する相談に対応するとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用し、幼児教育施設や市町村等から要請があった場合に、子供の様子を観察した上で、一人一人の実態に応じた支援の在り方について助言を行っております。県教育委員会といたしましては、今後、保健福祉部が設置する五歳児健診体制整備推進協議会に参画するとともに、協議会の場において、専門家チームによる巡回相談等の取組について情報提供してまいりたいと考えております。引き続き、子供の実態を早期に把握し、一人一人のニーズに応じた適切な支援につなげられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） るるお答えいただきました。まず、土葬についてですが、知事から率直に県民に対して差別感情があるとするものではないという旨、陳弁があつたと認識しております。私がこれを申しましたのは、やはり二十年もやった知事の立場、前知事会会長の立場で、日本人ないし県民が差別感情を有しているというふうなふうに受け取られかねないことを発すると、これはやはり国際的にも非常に反発、悪宣伝に利用されるということもあり得るのです。ですから、地球儀をしっかりと意識して発言には気をつけていたのだと思います。そういう趣旨での発言です。なお、人種・宗教・貧富で差別しないからこそ、宮城県には多様な人材が集まっていると私は認

識しておりますが、知事は、その点についてどのように認識されていますか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私もそのように思っております。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 次、土葬についてですけれども、今検討中だからということでマニフェストにも載せないという言葉でしたが、前向きに御検討されて継続的な関心を持たれているということは明らかでありますから、これはむしろ民意をはかる際に民意にしっかり仰ぐという余地もあると思うのです。そうでないと県民に対してはステルスの施策になってしまうと。誰が知事としてふさわしいのかということを選択する上でこれは重要な項目になりかねないと思うのです。もつと率直な物言いがあつてしかるべきだと思います。ちなみに、先ほど来私は申しておりますけれども、県営の土葬墓地を設けるということについては料金徴収の面からも、また、特定の宗教を助長援助しかねないという懸念もあるため、これはやはり不得策だと思うのです。せめてこの県営で——これを県が主体となってやることについては、やはり抑制的に返すべき点であると考えているのですが、この点についてはどのように考えますか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私は選挙に向けて、何かを隠したり表に出したりといったようなことは今までしたことはありません。前回の選挙でも、病院問題を載せない——もつとマイルドに書いたほうがいい、はつきり言わないほうがいいというアドバイスをもらったのですけれども、はつきりと私はこうしたいということを申し上げました。マニフェストに載せるということは、これはやはり私の意思です。これは必ず当選したらやりたい。やれるかどうか分からないです。結果的にできなくなること当然事情が変わりますからあるのですけれども、マニフェストに載せるということは、まして現職の知事ですから、こうやりたいのだと。次の四年間はこれをやるのだということを明確に県民の皆さんにお示しして判断を仰ぐということであります。そういった意味では、この土葬問題というのはまだ本当にどうなるか分からない。そして前も申し上げましたけれども、条例でお墓を作ることになると、これは市町村長の権限なのです。そういうのも宮城県は条例を変えております。したがって、今の段階で、まだ調査している段階

でやるのだと、あるいは考えているのだということを申し上げるわけにはいかないと。

まだ本当に分らない。決まってる。やめるかもしれない。そういうことなので、市町村長さん方の御意見はまだ聞いてないです。ですから、市町村長さん方に聞いて誰もが「いや、それは無理ですよ」ということだったら、やれないということです。したがって、まずはいろいろな調査している段階でありますので、現時点において私が意思表示することは難しいというふうに考えているということです。そして、わたなべ議員は以前から県営の墓地については反対だと。それ以外だったら、ある程度考える余地はあるのではないかと。いうことだったのですけれども、今ネット上でいろいろ出ている意見は、それも含めて駄目だという意見というふうに思いますので、今わたなべ議員のような意見も一つの大きな大切な意見として私は受け止めて、そして絶対一切作っては駄目だという意見も大切な意見ですので、それもしっかりと尊重しながら、また、小さな声であつたとしても作ってほしいという声もありますから、そういう声も聞きながら、まずはいろいろ情報収集していくと。先ほどわたなべ議員がいろんな声に耳を傾けなければならぬと、中庸の精神でとおっしゃった。まさに土葬墓地の問題については、中庸の精神でいろんな声を聞きながら考えて、まだいろんな意見を聞いている段階ですので、マニフェストに載せて何が何でもやるぞ、あるいは何が何でもやらないぞという段階ではないというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） では、まだマニフェストに載せるほど決心はしてないということを今認識しました。やはりこれは、知事が今おっしゃいましたように、これは事がかなり重大な問題——全国的に波及する問題でもありますし、また、一神教の人たちを相手にしているということなのです。ですので、我々の寛容の精神というものがどのように受け取られるかという点とやはり先例を参考にしないではいけません。これはやはり欧州において移民政策が大きく失敗してしまっているということも深刻に受け止めて、そうなりかねないようになりと制度設計しなくてはならないと。少なくとも、しつこいようですけれども、宮城県が主体となつてこれを整備するというような方向ですと、これは大きな一歩になってしまいます。あしき先例として全国的にこうしたやり方が波及してしまいかねないということを憂慮して、重ねて私はここについては申

しておるわけです。怒りっぽい知事が我慢してそうしておっしゃっていただいたことを私は了といたしますけれども、これは本当にナショナルなことですから。本当にナショナルなことなので、私は頑張って申しています。そういうところは御理解いただきたいと思います。なお、多文化共生とおっしゃるのですけれども、多文化共生の美名のもとで、他国の文化を強制するというような響きをやはり聞きつけている人も少なくないと思うのです。いわゆる押しつけになりかねないと。私は、多文化共生というのは美しいと思います。私は現に外国人の友人がたくさんおりますけれども、彼らとも彼女たちともちゃんと意見交換した上でここに臨んでおります。私はアサーティブに言うべきことは言いますから。その上で、多文化共生よりもむしろ追求すべきは、私は統合ではないかと思うのです。統合——我が国の在り方、価値観、習慣もしっかり尊重してもらう。むしろこちらに受け入れてもらいたいという人たちにこちらの在り方も尊重させるということも両方大事だと思うのですが、知事はその点をどのようにお考えですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 日本におられて日本で生活する。あるいは日本に旅行にこられた方が日本のルールに従うというのは当然のことだというふうに思いますので、日本のやり方をしっかりと学んでいただいて、そのルールを守っていただくというのは重要だというふうに思います。しかし、やはり文化という違いもありますから、これはそういったようなものも理解してあげるということも非常に重要なのではないかなと。この間の記者会見での私の発言は、そういう趣旨で言いました。決して日本人が差別しているということではなくて、海外に行ったときにされて嫌なことは日本に来た方にもしないほうがいいと思いますと。やはり行ったことがないと、されたことがないと、なかなか人間というのは経験に基づいて判断する生き物でありますので、歴史においても学ばなければいけないと言われながらも、どうしても経験において経験をベースに物事を考えってしまうというところがありますので、そういう意味で、海外に行ってそういう経験をされてないとなかなか分らないのかなというようにことをちよつとお話したということであります。そういった意味で、統合ありきでも駄目だというふうに思いますし、強制ありき——何でも受け入れなければいけないというものでも決してないと。それはやはりバランスをとりながら、ともに楽しく幸せに生きていけるような社会をつくって

いくということが非常に重要なのではないかなというふうに私は思っているということでもあります。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） ほかにもメガソーラーについてですが、仙台市は悲壮な思いで今回自粛をお願いするというふうな声明を出していましたけれども、宮城県としてはやはりもつと優れた武器を持っていますよね。森林法におけるこの林地開発許可。先ほど答弁にもありましたけれども、これは国にもう既に確認済みであります。いろいろな制約があるにしても、例えば先ほど話題にも出しましたけれども、その残置森林等の適切な配置について、例えば一か所当たりの面積が今二十ヘクタールと規定されていますが、これをもうちよつと小さくする余地はないのかということ。あとは、間に置くべき残置森林を今三十メートルと規定されていますが、これを五十メートルと規定すると。例えば。そうすると太陽光発電パネルを設置できる範囲がより狭まるわけです。そうしますとこれは国の制約よりもむしろ環境の負荷を小さくする方向での規制になりますので、国としても受け入れる余地もありましょうし、学問的な検証もより容易ではないかと思うのですが、もうちよつとこれはこだわってみる余地はありませんか。どうですか。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 今、残置森林率ということでお話がありました。県独自にその部分の規定を設けるということに関しましては、まだ他の都道府県の状況なども調査ができてないという点と、あと、やはり県で独自に基準を定めたとしても設置許可とかそういうところについてはどうしても規制の限界があるのではないかというところで、宮城県の場合は令和五年度、再生可能エネルギーの促進税ということで税条例をお認めいただきました。一定の経済的負担を課すことで、規制だけではなくて事業面での経済的負担を課すことで地域と共生したような再エネ事業、それ以外は抑制的な形で進められるということで制度を設けております。仙台市の場合には、面積が六百ヘクタールというかなり大規模なものでございますので、なかなか現実的には太陽光パネルの工場を都市計画法という市街化調整区域に設置するということを許可はできないものだと思いますのですけれども、かなり現実的には難しい状況ではないかと考えておりますが、県としては仙台市と連携しながら今後環境アセスメントの手續、あるいは都市計画法の

許認可、あるいは県の森林開発、そして再生可能エネルギーの促進税制とか、そういったかなり複合的・重層的な手続を踏むことで厳格に審査していきたいと考えております。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 今部長が答弁したことがベースなのですが、大前提としてお話ししておきますけれども、まず事業者からまだ何も話を聞いてないです。個人的にも聞いてないですし、県としても何も話は聞いてないですから、本当にまだ何も分らない。新聞報道しか分からないのです。正直、六百ヘクタールというと多賀城の面積の三分の一ぐらいの面積ですよ。私はもう絶対にあり得ないというふうに思っておりまして、環境破壊につながると。それだけの太陽光パネルを敷かれて、事業者が潰れたときにどれだけの負荷が生じるか。もう考えただけでも身震いしますので、私も大反対です。これをわたなべ議員のおっしゃるように規制で何とかできないのかということで調べて、前々から丸森でこれほど大きくはないですけども問題がありましたですよ。そのときに何とかできないだろうかということで規制で制限できないのか調べました。今のところ、全国で山梨の条例がかなり厳しい条例だというふうに聞いたのです。ただ、我々の県庁でいろんな勉強・研究した中では、これは憲法の財産権に引かかる可能性があるのでないかと。そうすると、もし裁判を起こされて負けるようなことにでもなったら、そのときには莫大な賠償金が生じてしまうと。ものすごく大きなリスクがあるというような判断から、規制によって抑えることはできないと。これはこの太陽光、再生可能エネルギーだけではなくいろんな法律でも同じことで、私どもがここに何々していい、ここは何々したら駄目だということを勝手に決めることができない。全て同じことで、再生可能エネルギーも風力も太陽光も同じ理屈なのです。それは、いろいろな法律の専門家にも聞いて難しいと、限界があるというようなことから、それでは経済的な負担をかけようではないかということで、利益の二〇%を取ると。今FIT価格がずっと下がっておりますから、利益の二〇%を取られたらまず事業がほとんどできないと思います。実際、今までずっといろいろなもめた案件は、全部火が消えました。やめました。どんどん撤退していています。ですから、そう簡単にはできないだろうというふうに思います。この件はまずは仙台市内なので、仙台市の環境アセスが先です。仙台市の環境アセスが通った段階で、森林法の関係で宮城県のようにボールが投げられますので、

まずは事業者から何も聞いておりませんので、今の宮城県の立場としては、仙台市がどういうふうな対応をされるのかというのをまずは見ているというふうに御理解いただきたいと思っています。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） この点について、知事から大変前向きな御答弁を頂きました。これは、全県的に課題になっておりますので、みんな注視している点でありますので、十分ここに注意を置いていくと。かつ、メガソーラー反対だという答弁を明確に頂いたと思います。あと三年ほどでペロブスカイト型も量産に入りますし、これは多分前倒しになる可能性もある。そうすると、ゲームチェンジャーが入ってくると森林の大規模伐採による再生可能エネルギーは必要なくなる可能性があるのです、今がやはり頑張りどきだと思うのです。ですので、自治事務の範囲にありますので、技術的基準については厳格化する余地の可能性をもうちょっと頑張って追求していただきたいと思います。

さて、次なのですが、ヴェオリアについてであります。これもやはり参院選の際に指摘いただきました。先ほども申し述べましたようにやはり一定の理由があると思います。その指摘をする人にとっては。ただ一言言いたいのは、私はヴェオリア・ジェネッツの皆さん、あとメタウォーターの皆さんとしっかり意見交換して——四年前との違いは彼らとしっかり意見交換して、彼らが信頼に足るということは言えるとはっきり私はここで言うておきます。私は、その点ははっきりしておりますけれども、なお、グローバルの経営の影響を受けるということはこれも事実なのです。ですから、にもかかわらず、県民の命の水をしっかりと守り抜けるのだということ、多重に講じているのだということをもうちょっと積極的にアピールする余地があると思いますが、これについて伺います。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） わたなべ議員が実際みずむすびのほうに顔を出していろいろ調査されて理解していただいているということは、私も報告を受けて聞いておりまして、御理解いただき大変感謝申し上げますというふうに思います。その上で、県民の皆さんにまだしっかりと理解されていない点があると。その点は、やはり我々は反省しなければ

ならないというふうに思っております。今回出馬を表明された方が水道の民営化はやめるといふふうに書いておられました。昨日、藤原議員が質問されている中で、やはりコンセッションという言葉が使われていて、藤原議員はよく調べておられるなというふうに思ったのですけれども、民営化では完全にはないです。ですから、その辺はまだまだ理解——非常に仕組みがややこしいので難しいのですけれども、ちょうどいい機会ですので、選挙を通じて県民の皆さんにそういったことを御理解いただけるような工夫もいろいろ考えているところでございますので、選挙はいい機会ですので、宮城県の上工下水のみやぎ型管理運営方式コンセッションが間違っていない、いいやり方なのだと。そして、できれば全国に広げるような、そういうものなのだとということをしつかりとPRしていきたいと思っております。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 終わります。